

最低制限価格事務処理要領

(平成 16 年 3 月 26 日告示第 274 号)

改正 平成 18 年 12 月 1 日告示第 1207 号 平成 21 年 9 月 29 日告示第 906 号
平成 22 年 1 月 15 日告示第 49 号 平成 22 年 8 月 24 日告示第 829 号
平成 25 年 12 月 27 日告示第 1151 号 平成 26 年 7 月 8 日告示第 704 号
平成 27 年 12 月 25 日告示第 1127 号 平成 29 年 1 月 24 日告示第 41 号
令和元年 6 月 18 日告示第 107 号 令和 3 年 4 月 2 日告示第 327 号

最低制限価格事務処理要領を次のように定める。

最低制限価格事務処理要領

1 目的

この要領は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 第 2 項及び第 167 条の 13 の規定により、県が行う一般競争入札又は指名競争入札において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設ける場合の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

2 対象業務

この要領の対象となる業務は、物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18 年熊本県告示第 521 号)による次の業務(臨時的業務を除く。)とする。

なお、他の業務を含めて発注する場合は、その全体を対象とする。

(1) 庁舎清掃業務(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。)第 2 条第 4 号イに規定する特定役務に該当するものを除く。)

(2) 人的警備業務

(3) 設備機器運転監視業務

(4) 電話交換業務

(5) 消防用設備保守業務

(6) 樹木保護管理業務(特例政令第 2 条第 4 号イに規定する特定役務に該当するものを除く。)

3 最低制限価格

最低制限価格は、次の最低制限基準価格に 1.0000 から 1.0250 までの範囲内で無作為に抽出した係数を乗じて得た金額(円未満切上げ)とする。

(1) 2 の(1)から(5)までの業務に係る最低制限基準価格は、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額に 10 分の 8 を乗じて得た金額(円未満切上げ)とする。

(2) 2 の(6)の業務に係る最低制限基準価格は、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額に 10 分の 7 から 10 分の 8 までの範囲内で定める割合を乗じて得た金額(円未満切上げ)とする。

4 落札者の決定

落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者とする。

5 最低制限価格に満たない価格で申込みをした者の取扱い

最低制限価格に満たない価格で申込みをした者は失格とし、その契約の再度の入札には参加できない。

6 入札参加者への周知

入札の公告又は指名競争入札通知書において、最低制限価格は「有」と記載すること。

7 最低制限価格の表示

入札執行責任者は、予定価格を記載した書類に、最低制限価格等を併記するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の対象となる業務（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）及び消費税法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 317 号）の規定により、令和元年 10 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される税率等に関する経過措置が講じられる業務を除く。）であって、令和元年 10 月 1 日前に入札の公告又は指名競争入札通知を行うものに係る落札者を決定する場合において、当該業務のうち同日から業務を終了するまでの期間に係る部分における 3 の規定の適用については、3 中「108 分の 100」とあるのは「110 分の 100」とする。

附 則(平成 18 年 12 月 1 日告示第 1207 号)

この要領は、告示の日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 29 日告示第 906 号)

この要領は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 1 月 15 日告示第 49 号)

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 8 月 24 日告示第 829 号)

この要領は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 27 日告示第 1151 号)

- 1 この要領は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の4の規定は、平成26年4月1日以後に開始する業務に係る落札者を決定する場合の端数処理について適用する。
- 3 平成26年4月1日以前に開始する業務に係る落札者を決定する場合の端数処理は、4の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める端数処理とする。
 - (1) 平成26年4月1日以前に業務が終了する場合 改正前の4の端数処理
 - (2) 平成26年4月1日以後に業務が終了する場合 次のア又はイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれア又はイに定める端数処理
 - ア 業務のうち、平成26年4月1日以前に終了する部分 改正前の4の端数処理
 - イ 業務のうち、平成26年4月1日以後に終了する部分 改正後の4の端数処理

附 則(平成26年7月8日告示第704号)

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則(平成27年12月25日告示第1127号)

この要領は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、附則に1項を加える改正規定は、平成27年12月25日から施行する。

附 則(平成29年1月24日告示第41号)

この要領は、告示の日から施行する。

附 則(令和元年6月18日告示第107号)

この要領は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年4月2日告示第327号)

この要領は、告示の日から施行し、令和元年(2019年)10月1日から適用する。